

平成30年9月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(平成30年度9月補正予算等関係)

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年9月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		高等学校課	2
		文化財課	3
	2 歳入歳出事項別明細書		4

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第20号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立大山青年の家)について	社会教育課	6
第21号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立船上山少年自然の家)について	社会教育課	11
第22号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立生涯学習センター)について	社会教育課	16
第23号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立むきばんだ史跡公園)について	文化財課	21

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第6号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課	26

## 議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国 支 出	庫 金	起 債	そ の 他	
(一般会計)								
高等学校課	1,703,838	1,215	1,705,053					1,215
文化財課	753,280	1,151	754,431		575			576
合計	64,057,694	2,366	64,060,060		575			1,791

(一般会計)	
高等学校課	高等学校改革推進事業(県外生徒のふるさとファミリー登録事業)
文化財課	(新)青谷上寺地遺跡出土弥生人骨DNA分析情報発信事業

平成30年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

高等学校課 (内線: 75・17)

4目 教育連絡調整費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高等学校改革推進の 事業(県外生と ふるさと登録事業)	1,342	1,215	2,557				1,215	
トータルコスト	21,205	1,215	22,420	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.5人	0.0人	2.5人	県外生徒の受入環境整備				
工程表の政策目標(特掲)	人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実							

事業内容の説明

1 事業の概要

県外からの本県県立高校への進学者の獲得を図るため、下宿先となる家庭を事前に登録し、希望等に応じた下宿先を提供する下宿登録制度を創設し、地元自治体等と協力しながら県外生の受入環境の整備を行う。

2 事業内容

県外生徒の募集を岩美町が積極的に支援しており、ジオパーク等を活用した特色ある教育課程やバレー等の活発な部活動のある岩美高校において、県外生徒の下宿先となる家庭の登録を行う「ふるさとファミリー登録制度」をモデル的に創設し、下宿先を提供する県外生徒の下宿を受け入れる家庭に対しては、受入促進補助金を支給する。

また、高校の魅力が地域が一体となって作り出す契機とするとともに、下宿登録制度を周知し広く展開していくことを目的に、県内市町村や学校関係者等を対象としたフォーラムを開催する。

(単位: 千円)

区分	予算額	事業内容
下宿登録制度の創設 (岩美町でのモデル実施)	900	○下宿受入家庭(ふるさとファミリー)登録制度に係る受入促進補助金 補助対象: 県外生を下宿させる家庭(食事の提供、規則正しい生活の監督等を行う) 補助金額: 受入人数1名につき18万円(定額) ※岩美町負担: 県外生1名当たり総額36万円(月額1万円)の生活費補助
「高校魅力化フォーラム」の開催	315	○フォーラムの開催 概要: 地域振興の核となる高校のあり方や、県外生を惹きつける高校の魅力化に関する講演、当該制度の説明 対象: 自治体や学校関係者100名程度
合計	1,215	

【県外生徒受入のスケジュール案】

時期	内容
平成30年9月	・受入先家庭の募集開始
平成30年10月	・登録候補先の面談
平成30年11月	・受入先家庭の登録 ・「高校魅力化フォーラム」の開催
平成31年2月	・推薦入試・合格内定 ・受入先家庭と生徒とのマッチング
平成31年3月	・県外生徒の受入開始(3月末)

3 これまでの取組状況、改善点

- ・平成31年度入試から県外生徒の出願要件を緩和し、積極的な募集を進めていくこととしており、県外生徒の受入れのため、民間施設の活用やホームステイなどの方策を検討している中で、下宿先の登録制度による受入環境整備をモデル的に実施する。
- ・本県への県外からの進学者数は、1校当たりで数名程度と未だ少人数数であるが、徐々に増えつつあり、今後、更に県外からの生徒の獲得を進めていくために、寮又はそれに代わる受入環境の整備が必要となる。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

10 款 教育費

6 項 社会教育費

2 目 文化財保護費

文化財課 (内線: 7932)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
(新) 青谷上寺地遺跡出土弥生人骨DNA分析情報発信事業	0	1,151	1,151	575			576																
トータルコスト	0	1,151	1,151	(補正に係る主な業務)																			
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	中間成果報告会、人骨特別展示、情報発信の実施																			
工程表の政策目標 (指標)	—																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の概要</p> <p>現在、国立科学博物館、国立歴史民俗博物館と共同して青谷上寺地遺跡出土弥生人骨のDNA分析を進めているが、10月19日から21日まで開催される日本人類学会において、国立科学博物館等が分析の中間成果を報告することになっており、研究成果をいち早く県民へ発信していくため、中間成果報告会及び分析対象となっている人骨の特別展示を県内で開催する。</p> <p>また、現在、基本設計を進めている青谷上寺地遺跡の整備においても、研究成果を展示施設等で活用していく。</p>																							
<p>2 事業内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正予算額</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間成果報告会の開催</td> <td>897</td> <td>・青谷上寺地遺跡出土人骨の紹介 ・DNA分析による弥生人の研究概要の紹介 ・遺伝子学や考古学の専門家、文化財主事によるトークセッション</td> </tr> <tr> <td>人骨特別展示の開催</td> <td>254</td> <td>・DNA分析を行っている人骨等の展示・解説 ・人骨発見時の様子を撮影したパネル等の展示・解説</td> </tr> <tr> <td>情報発信</td> <td>— (既定経費で対応)</td> <td>・パネル巡回展 (むきぼんだ史跡公園等) ・新聞 (地元紙) 等へのコラム等の寄稿 ・出前講座 ・ホームページ、SNS (個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なつながりを支援する、インターネットを利用したサービス) を活用した情報発信</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,151</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	補正予算額	事業内容	中間成果報告会の開催	897	・青谷上寺地遺跡出土人骨の紹介 ・DNA分析による弥生人の研究概要の紹介 ・遺伝子学や考古学の専門家、文化財主事によるトークセッション	人骨特別展示の開催	254	・DNA分析を行っている人骨等の展示・解説 ・人骨発見時の様子を撮影したパネル等の展示・解説	情報発信	— (既定経費で対応)	・パネル巡回展 (むきぼんだ史跡公園等) ・新聞 (地元紙) 等へのコラム等の寄稿 ・出前講座 ・ホームページ、SNS (個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なつながりを支援する、インターネットを利用したサービス) を活用した情報発信	合 計	1,151	
区 分	補正予算額	事業内容																					
中間成果報告会の開催	897	・青谷上寺地遺跡出土人骨の紹介 ・DNA分析による弥生人の研究概要の紹介 ・遺伝子学や考古学の専門家、文化財主事によるトークセッション																					
人骨特別展示の開催	254	・DNA分析を行っている人骨等の展示・解説 ・人骨発見時の様子を撮影したパネル等の展示・解説																					
情報発信	— (既定経費で対応)	・パネル巡回展 (むきぼんだ史跡公園等) ・新聞 (地元紙) 等へのコラム等の寄稿 ・出前講座 ・ホームページ、SNS (個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なつながりを支援する、インターネットを利用したサービス) を活用した情報発信																					
合 計	1,151																						
<p>3 これまでの取組状況・改善点</p> <p>今回分析を行っている弥生時代後期の人骨群は、平成12年度の青谷上寺地遺跡第1次調査で出土したもので、平成29年度に国立科学博物館、歴史民俗博物館等がすすめる「日本列島人の進化」に関する研究への協力依頼があり、埋蔵文化財センターが共同研究として試料の提供及びDNA分析を行っている。</p> <p>弥生時代後期の人骨群は全国的に貴重な資料であり、遺伝子情報を極めて良好に保持していると考えられることから、日本列島人の成り立ち、国家成立前夜の日本人像の解明に大きな期待が寄せられている。</p>																							

平成30年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	10款 教育費								
	1項 教育総務費								
	4目 教育連絡調整費								
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,778,630		1,778,630	327,651		327,651	68,946		68,946
2 給 料	26,967,445		26,967,445	461,768		461,768			
3 職 員 手 当 等	17,825,930		17,825,930	260,328		260,328			
4 共 済 費	8,996,297		8,996,297	202,276		202,276	7,247		7,247
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	55,238		55,238	55,238		55,238			
7 貸 金	28,844		28,844	5,714		5,714	9		9
8 報 償 費	132,451	170	132,621	87,471	80	87,551	45,602	80	45,682
9 旅 費	491,499	259	491,758	240,084	52	240,136	150,341	52	150,393
費用弁 償	21,699		21,699	10,513		10,513	2,906		2,906
普 通 旅 費	404,911		404,911	186,003		186,003	127,446		127,446
特 別 旅 費	64,889	259	65,148	43,568	52	43,620	19,989	52	20,041
10 交 際 費	360		360	360		360			
11 需 用 費	1,078,259	146	1,078,405	698,383	146	698,529	549,587	146	549,733
12 役 務 費	242,487		242,487	149,960		149,960	64,957		64,957
13 委 託 料	1,432,998	854	1,433,852	604,626		604,626	64,582		64,582
14 使用料及び賃借料	1,118,402	37	1,118,439	970,564	37	970,601	151,969	37	152,006
15 工 事 請 負 費	878,618		878,618	685,252		685,252			
16 原 材 料 費	8,278		8,278						
17 公 有 財 産 購 入 費	300		300	300		300			
18 備 品 購 入 費	250,017		250,017	97,558		97,558	88,603		88,603
19 負担金、補助及び交付金	2,146,970	900	2,147,870	1,652,748	900	1,653,648	1,287,657	900	1,288,557
20 扶 助 費	85,680		85,680	85,530		85,530			
21 貸 付 金	1,680		1,680	1,680		1,680			
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	71,094		71,094	71,094		71,094			
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金	178,000		178,000	178,000		178,000			
26 寄 付 金									
27 公 課 費	537		537	512		512			
28 繰 出 金	287,680		287,680	287,680		287,680			
予 備 費									
計	64,057,694	2,366	64,060,060	7,124,777	1,215	7,125,992	2,479,500	1,215	2,480,715
財 源									
内 国 庫 支 出 金	10,500,139	575	10,500,714	1,437,787		1,437,787	1,266,648		1,266,648
地 方 債	2,517,000		2,517,000	469,000		469,000			
そ の 他	2,120,126		2,120,126	422,780		422,780	121,180		121,180
一 般 財 源	48,920,429	1,791	48,922,220	4,795,210	1,215	4,796,425	1,091,672	1,215	1,092,887

平成30年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	6項 社会教育費					
	節 別	補正前	補正額	補正後	2目 文化財保護費	
					補正前	補正額
1 報 酬	148,930		148,930	48,545		48,545
2 給 料	537,460		537,460			
3 職 員 手 当 等	291,943		291,943			
4 共 済 費	202,887		202,887	6,586		6,586
5 災 害 補 償 費						
6 恩 給 及 び 退 職 年 金						
7 賃 金	2,271		2,271	868		868
8 報 償 費	19,603	90	19,693	7,252	90	7,342
9 旅 費	42,845	207	43,052	16,799	207	17,006
費用弁 償	7,953		7,953	5,078		5,078
普 通 旅 費	18,956		18,956	4,346		4,346
特 別 旅 費	15,936	207	16,143	7,375	207	7,582
10 交 際 費						
11 需 用 費	145,441		145,441	28,031		28,031
12 役 務 費	40,910		40,910	6,741		6,741
13 委 託 料	560,612	854	561,466	133,329	854	134,183
14 使用料及び賃借料	74,254		74,254	6,841		6,841
15 工事請負費	60,689		60,689	21,711		21,711
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費						
18 備 品 購 入 費	100,180		100,180	181		181
19 負担金、補助及び交付金	349,193		349,193	281,715		281,715
20 扶 助 費						
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積 立 金						
26 寄 付 金						
27 公 課 費	25		25	25		25
28 採 出 金						
予 備 費						
計	2,577,243	1,151	2,578,394	558,624	1,151	559,775
財 国 庫 支 出 金	80,893	575	81,468	71,588	575	72,163
源 地 方 債	38,000		38,000			
内 そ の 他	179,182		179,182	4,452		4,452
訳 一 般 財 源	2,279,168	576	2,279,744	482,584	576	483,160

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山青年の家）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称          鳥取県立大山青年の家</p> <p>(2) 指定管理者          鳥取市扇町21番地          公益財団法人鳥取県教育文化財団          理事長 福本 慎一</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由          大山青年の家の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県教育文化財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>



## 鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者の選定について

鳥取県立大山青年の家の指定管理者について、鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として決定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市扇町2.1番地  
理事長 福本慎一

### 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 3 指定管理料の額

190,867,000円（債務負担行為額 190,867,000円）

[参考]平成31年度 37,895,000円

平成32年度以降 38,243,000円

### 4 選定理由

鳥取県立大山青年の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1の1団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該団体は指定管理候補者として適当であると認める。

#### [選定理由]

現在施設の指定管理を受託している団体であり、現状の施設の維持管理状況や職員体制をよく把握しており、施設の維持管理や県職員と連携した安全対策など確実な取組が見込まれる。また、財政基盤も安定しており、現在勤務している職員の継続雇用に配慮した人員構成としていることから安定した運営が期待でき、利用促進に向けた取組の充実も期待できる。

### 5 公募の経緯

#### (1) 募集期間(募集要項配付から募集締め切りの日まで)

平成30年6月18日(月)から8月1日(水)まで(現地説明会7月5日(木))

#### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町2.1番地	理事長 福本慎一

### 6 審査の経緯

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨(委員長)	公立鳥取環境大学准教授
高田 充征(副委員長)	税理士
齋藤 匠	大山町立大山小学校校長

白土 妙子 (欠席)	倉吉市西郷公民館公民館主事
森田 靖彦	鳥取県教育委員会事務局次長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成30年6月5日(火)

指定管理者制度及び県立大山青年の家の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成30年8月16日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の方針</li> <li>・施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>・利用者の安全確保</li> <li>・個人情報保護</li> <li>・利用者等の要望の把握・対応方針</li> <li>・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(利用促進等)</li> </ul>	<p>必須</p> <p>2.5</p>
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画及び見積内容</li> <li>・支出計画の見通し</li> <li>・県の指定管理料額の多寡</li> </ul>	2.0
3	委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の財政基盤、経営基盤</li> <li>・組織及び職員の配置等</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況</li> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業等の認定</li> <li>家庭教育協力推進企業の協定</li> <li>ISO14001・TEAS I種規格等の認証等</li> <li>あいサポート企業等の認定</li> <li>・管理運営実績評価</li> </ul>	3.2
4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力すること(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内での連携についての方針</li> <li>・受入事業等の実施の際の協力・方法</li> </ul>	2.5
5	その他(指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネーミングライツに係る提案</li> </ul>	4

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

選定基準	得点 (配点)	評 価
1	適	・施設の性格を理解し、ホスピタリティを大切にす姿勢があった。
	18.75 (25)	・PRのためフェイスブックを始めたり、アンケート結果をホームページで公開するなど、従来からの取組を充実する姿勢がみられる。 ・利用者の利便性の確保について、具体的な対策が考えられている。 ・従来からの管理実績を生かした利用促進などへの取組に対して提案があった。
2	11.5 (20)	・収支計画に問題はなく、これまでの実績や公益財団法人という性質から運営は安定したものになると考えられる。
3	21.5 (32)	・財務内容が良好で経営基盤が安定しており、運営母体に信頼感がある。 ・現場職員一人一人の印象はとても良い。
4	20 (25)	・クマや熱中症への対策、公用車の保険に財団独自で加入するなど、県事業への積極的な協力を行っている。 ・現場での連携の様子も良好であった。
5	0 (4)	(ネーミングライツの提案はなかった)
合計	71.75 (106)	

※点数は委員4名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の維持管理・事故等の防止等

①施設の維持管理等

- ・職員が日常的に点検し、異常や損傷の早期発見・早期修繕により施設の損傷・劣化の拡大・進行を防止

②事故等の防止と緊急時の対応

- ・災害時の避難施設等の自主チェックを定期的を実施
- ・職員の防災意識の向上（火災・地震等に対する避難訓練の定期的な実施、避難施設等の定期チェック）
- ・緊急時対応マニュアルにそった迅速な対応、緊急連絡網の整備
- ・活動前の点検による危険物の除去、クマよけ鈴等のクマ対策等利用者の安全確保
- ・個人情報保護規程の整備

(2) 利用者の要望把握・サービス向上・利用促進に対する取組

①利用者の要望把握等

- ・窓口での聞き取り、メール、アンケート等の積極的活用
- ・要望に対する対応方針・対応結果をホームページで公開

②サービス向上に対する取組

- ・利用者の安全・快適な利用のため日常の巡視・点検による早期対応
- ・職員の応接力の向上、情報共有によるトラブルの未然防止

- ・研修現場の事前点検・草刈り等の実施

③利用促進に向けた取組

- ・ホームページによる事業紹介による認知度向上
- ・指定管理者としてのネットワークを活かし、関係機関と連携した広報誌への掲載
- ・小中学校、公民館等への訪問による利用促進

(3) 管理運営組織

① 指定管理者の組織体制

- ・指定管理総括者・事務職員・技術指導支援員・ボイラー技師の配置（現状と同程度の体制整備）

②現在勤務している職員の継続雇用

- ・希望する職員は原則継続雇用

(4) 管理に係る経費縮減に関する取組

- ・外部委託等の際には原則として県内業者を対象に競争入札
- ・電気代についても競争入札を検討するとともに、物品購入についても入札や価格比較により有利な購入に努める

(5) 県との連携方法・事業の実施協力

①県（指導部門）との連携

- ・利用申込の受付段階から県職員（指導部門）との密接な連携
- ・県事業の計画段階での協議参加・事業内容の提案など、県職員との密接な連携

②県事業への実施協力

- ・研修材料の調達、保険手続き、浴室準備、シーツ準備等の効率的な対応
- ・給食会との連携による安全・安定的な食事提供支援
- ・利用者アンケートの回収や要望把握等事後検証のための補助・協力
- ・県事業の計画段階での協議参加・事業内容の提案

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立船上山少年自然の家) について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要                  (1) 公の施設の名称                  鳥取県立船上山少年自然の家</p> <p>(2) 指定管理者                  TKSS・富士総合警備保障共同企業体</p> <p>代表者 米子市米原八丁目11番49号                  株式会社TKSS                  代表取締役 田中富士夫</p> <p>鳥取市商栄町405番地1                  富士総合警備保障株式会社                  代表取締役 谷口道明</p> <p>(3) 指定の期間                  平成31年4月1日から平成36年3月31日まで (5年間)</p> <p>(4) 理由                  船上山少年自然の家の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、TKSS・富士総合警備保障共同企業体を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 公募</p>

## 鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理候補者の選定について

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者について、鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として決定した。

### 1 指定管理候補者

TKSS・富士総合警備保障共同企業体

（代表）株式会社TKSS 代表取締役 田中富士夫 米子市米原八丁目11番49号  
富士総合警備保障株式会社 代表取締役 谷口道明 鳥取市商栄町405番地1

### 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 3 指定管理料の額

200,100,000円（債務負担行為額200,210,000円）

[参考]平成31年度 39,700,000円

平成32年度以降 40,100,000円

### 4 選定理由

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは2団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理候補者として最適であるとして選定した。

#### [選定理由]

指定管理施設に関する運営実績やノウハウがあり、利用者の安全確保策や非常時の関連企業等の協力体制など、管理上の対応内容が具体的かつ明確に示されている。サービス向上のための取組や利用促進などについても具体的な提案がされており、県職員との連携した運営が期待できる。財政基盤も良好で安定しており、適切な施設運営が行えると見込まれる。

### 5 公募の経緯

#### (1) 募集期間(募集要項配付から募集締め切りの日まで)

平成30年6月18日(月)から8月1日(水)まで(現地説明会7月5日(木))

#### (2) 応募者(受付順)

応募者	所在地	代表者
TKSS・富士総合警備保障共同企業体	米子市米原八丁目11番49号	代表取締役 田中富士夫
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本慎一

### 6 審査の経緯

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨(委員長)	公立鳥取環境大学准教授

高田 充征 (副委員長)	税理士
齋藤 匠	大山町立大山小学校校長
白土 妙子 (欠席)	倉吉市西郷公民館公民館主事
森田 靖彦	鳥取県教育委員会事務局次長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成30年6月5日(火)

指定管理者制度及び県立船上山少年自然の家の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成30年8月16日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営の方針</li> <li>・施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>・利用者の安全確保</li> <li>・個人情報保護</li> <li>・利用者等の要望の把握・対応方針</li> <li>・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(利用促進等)</li> </ul>	<p>必須</p> <p>25</p>
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画及び見積内容</li> <li>・支出計画の見通し</li> <li>・県の指定管理料額の多寡</li> </ul>	20
3	委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の財政基盤、経営基盤</li> <li>・組織及び職員の配置等</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況</li> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業等の認定</li> <li>家庭教育協力推進企業の協定</li> <li>ISO14001・TEASI種規格の認証等</li> <li>あいサポート企業等の認定</li> <li>・管理運営実績評価</li> </ul>	32
4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力すること(青少年社会教育施設設置管理条例第7条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内での連携についての方針</li> <li>・受入事業等の実施の際の協力・方法</li> </ul>	25

5.	その他(指定手続条例第5条第4号)	・ネーミングライツに係る提案	4
----	-------------------	----------------	---

(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

選定基準	配点	TKSS・富士総合警備保障 共同企業体 (A)	(公財) 鳥取県教育文化財団 (B)
1	適/不適	適	適
	2.5	20.25	18.25
2	2.0	11.5	11.5
3	3.2	22.75	20.5
4	2.5	2.0	2.0
5	4	0	0
合計	10.6	74.5	70.25

※点数は委員4名の平均

審査項目について

○選定基準1【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

警備会社の強みを生かした緊急対応の体制、ISO27001の認証を受けるなどの個人情報保護体制、利用者の視点でスピーディな対応によるサービス向上に努め、ガイドブックへの掲載など前向きで具体的な利用促進の提案がなされていること等各種の積極的な取組が計画されているAの評価が高かった。

○選定基準2【管理に係る経費の縮減が図られるものであること】

委託料の積算額については、Aが県提示額と同額のBに対して若干低額であったが、収入・支出計画を含め大きな差はなく、同等の評価となった。

○選定基準3【委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

いずれも財政基盤は良好であると評価されたが、同施設を現在適切に管理している実績やノウハウがあり、ISO14001認証の取得などにより、Aの評価が高かった。

○選定基準4【教育委員会の行う事業等に積極的に協力すること】

両応募者とも県との連携について積極的な体制を示しており、県との協力姿勢について同等の評価となった。

○選定基準5【ネーミングライツに係る提案】

両者ともに提案はなかった。

7. 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の維持管理・事故等の防止等

①施設の維持管理等

- ・関係法令を遵守し、建物内外の良好な衛生環境を確保するとともに、中長期的視点で延命措置に取り組む

②事故等の防止と緊急時の対応

- ・本社との連携による連絡体制等の整備
- ・緊急時におけるグループ企業等の人的・物的支援の実施
- ・応急備品等の整備
- ・危機管理マニュアル、個人情報保護マニュアルの整備 (ISO27001 を取得済)



(2) 利用者の要望把握・サービス向上・利用促進に対する取組

①サービス向上のための組織づくり

- ・マナー研修等の実施
- ・事業改善への継続的な取組（年2回のスタッフ全員による検証とPDCAサイクルの活用、日誌・アンケートを活用したセルフモニタリングの実施）

②サービス向上の手法

- ・利用者とのコミュニケーションスペースの設置
- ・車椅子・膝掛け毛布等の貸出、アイシング用氷等のサービス提供
- ・周辺地域・関係団体との連携推進

③利用促進に向けた取組

- ・本社や他の指定管理施設との連携によるPRと顧客掘り起こし
- ・利用者へのお礼はがき等による再利用の促進
- ・ガイドブックへの宣伝掲載等

(3) 管理運営組織

①指定管理者の組織体制

- ・庶務部長、事務職員、技術指導支援員、ボイラー技師の配置（現状と同程度の体制整備）

②現在勤務している職員の継続雇用

- ・希望する職員は原則継続雇用

(4) 管理に係る経費縮減に関する取組

- ・地元発注を最優先しながら、外部委託等については複数社見積を実施。

(5) 県との連携方法・事業の実施協力

①県（指導部門）との連携

- ・朝礼時の打ち合わせ、週1回程度所内で連絡会議、3ヶ月に1回程度本社も含めた運営会議を実施し、事業の目的・指導内容等について情報共有・連携を図る

②県事業への実施協力

- ・丁寧な接客と素早い対応を重視
- ・効果的な県事業実施への協力

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立生涯学習センター）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1. 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立生涯学習センター</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市扇町21番地 公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 生涯学習センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県教育文化財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

## 鳥取県立生涯学習センターの指定管理候補者の選定について

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者について、鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として決定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市扇町21番地  
理事長 福本慎一

### 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### 3 指定管理料の額

461,759,000円（債務負担行為額461,759,000円）

[参考]平成31年度 91,679,000円

平成32年度以降 92,520,000円

### 4 選定理由

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1の1団体であった。審査委員会において指定手続条例第5条及び生涯学習センター条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該団体は指定管理候補者として適当であると認める。

#### [選定理由]

現在、当該施設の指定管理者として、適正に施設の管理運営を行い利用者増につなげている実績があり、今後専門性を有する者の配置増等の体制充実も行うことで、その経験とノウハウを活かしながら、学習相談業務や課題解決型の講座企画といった業務を適切に行い、生涯学習の拠点施設として生涯学習の普及振興に寄与していくことが期待ができる。

### 5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配付から募集締め切りの日まで)  
平成30年6月18日(月)から8月1日(水)まで

#### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本慎一

### 6 審査の経緯

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨(委員長)	公立鳥取環境大学准教授
高田 充征(副委員長)	税理士
西山 美幸	鳥取県子ども会育成連絡協議会事務局
坂口 礼子	ガールスカウト鳥取県連盟事務局
森田 靖彦	鳥取県教育委員会事務局次長

#### (2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成30年6月5日(火)

指定管理者制度及び県立生涯学習センターの概要説明、募集要項・審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成30年8月16日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の基本的な考え方の適合性</li> <li>施設設置目的の理解</li> <li>指定管理者を希望する理由</li> <li>管理運営の方針</li> </ul>	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等)</li> <li>施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定</li> <li>事故・事件の防止措置、緊急時の対応</li> <li>個人情報保護、情報の公開</li> <li>利用者等の要望の把握・対応方針</li> </ul>	30
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画及び見積内容</li> <li>支出計画の見通し</li> <li>県の指定管理料額の多寡</li> </ul>	25
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>組織及び職員の配置等</li> <li>現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格又はII種規格の認証等 あいサポート企業等の認定等 家庭教育推進協力企業としての協定締結</li> <li>当該施設の管理運営状況の実績評価</li> </ul>	22
5	教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用、教育委員会との連携及び調整が確保されるものであること。 (生涯学習センター条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策</li> <li>教育委員会との連携及び調整方策</li> </ul>	必須
6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。 (生涯学習センター条例第5条第2号) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成する	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針</li> <li>生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力</li> <li>とっとり県民カレッジ講座の企画、運営及び生涯学習情報の提供に関する業務の実施方針</li> <li>とっとり県民カレッジ講座の企画、運営能力</li> </ul>	25

	ために必要と認めるものとして別に定める事項 (生涯学習センター条例第5条第3号)	・生涯学習情報の提供に関する業務の企画・立案及び実施能力	
7	その他 (指定手続条例第5条第4号)	・ネーミングライツに係る提案	4

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

選定基準	得点 (配点)	評 価
1	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的を理解し、県立の施設であることを踏まえた対応が検討されている。</li> <li>・今までの実績も十分にあり、適切と考える。</li> </ul>
2	23.6 (30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料のWi-Fi設置など、利用者の視点にたった提案がなされている。</li> <li>・努力の余地はあるが、適切である。</li> <li>・積極的な情報発信、県・地域との連携を強化してほしい。</li> </ul>
3	15.8 (25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した運営が見込まれる。</li> <li>・収入が増加しており、運営能力の高さを示している。</li> <li>・利用者増は不確定なため、利用者確保を積極的にしてほしい。</li> </ul>
4	15.7 (22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務内容は良好であり、経営基盤は安定している。</li> <li>・生涯学習を充実するため、組織体制の充実と専門職員の配置を行うこととしている。</li> <li>・人材育成に力を入れていることがわかる。</li> <li>・専門能力を有する人材の増員に期待できる。</li> </ul>
5	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会との連携が取れていることがうかがえる。</li> <li>・休館日等教育委員会の状況も加味している。</li> </ul>
6	19 (25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村と連携した運営が見込まれる。教育機関との連携にも努めている。</li> <li>・魅力ある事業を計画し老若男女すべての世代の利用者増が期待できる。</li> <li>・これまでの実績に甘えることなく生涯学習センターの目的等を理解し様々なサービス向上等を提案している。</li> <li>・利用者増のための様々なメディア利用を期待している。</li> <li>・活動範囲を中西部にも広げる取組をしている。</li> <li>・自主事業に具体性があり効果が期待できる。</li> </ul>
7	0 (4)	(ネーミングライツの提案はなかった)
合計	74.1 (106)	

※点数は委員5名の平均

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 開館時間・休館日

- ・平日及び土曜日 9:00～21:00
- ・日曜日及び祝日 9:00～19:00  
(県教委から指示があった場合には開館時間を臨機に対応する)
- ・休館日 12月29日から1月3日の6日間(設備点検等により臨時休館する場合あり)

### (2) 利用料金・減免基準

- ・利用料金は現行と同様(H31年度中は消費税増分の増額はしない)
- ・減免基準は現行と同様

### (3) 生涯学習の普及振興の取組

#### <組織体制>

- ・とっとり県民カレッジ講座の企画・運営や学習相談に着実に対応するため、社会教育主事資格、生涯学習コーディネーター資格を持つ専門性のある者を配置(2名→3名に増予定)するとともに、生涯学習相談員を置く。

#### <学習相談の実施>

- ・情報提供のみならず、学習団体の交流企画やその後の活動へつなげる等のコーディネートも行う。
- ・生涯学習情報の提供、学習団体の紹介、仲間募集などにより、ネットワークの構築を支援する。

#### <県内学習団体の支援>

- ・生涯学習スクール「まなび(※)」の拡大  
中・西部の学習団体も登録し、生涯学習センターのみではなく、中・西部にも学習成果発表の場を検討  
※登録団体について施設優先利用、とっとり県民カレッジ連携講座登録等による広報、学習成果発表の場(交流会)の提供等により支援する仕組
- ・団体の課題(後継者不足・活動の行き詰まり)や個人の課題(学びを地域に活かしたい)の解決に向け、相談・情報提供、団体紹介等によるネットワークづくり等の支援を行う。

#### <とっとり県民カレッジ講座の企画・運営>

- ・課題解決型・参加型の講座とし、実践発表、フィールドワーク、グループワーク等により学びの成果を地域づくりに活かすことができるよう企画する。
- ・市町村との連携を密にし、若者、子育て世代、高齢者、社会全体の現代的課題を多角的に分析してテーマを設定し、効果的な学習プログラムの構築を図る。
- ・高等教育機関と連携した講座の企画等を行う

#### <自主企画事業の実施>

- ・ふるさと再発見講座(県内の自然、歴史等をテーマとして主に現地研修を実施)、生涯学習公開講座の実施
- ・学習成果の発表の場の提供(ランチタイムイベント、まなびふれあい交流会等)
- ・カプラで遊ぼう(出前講座のほか、ロビーで自由に創作できる機会を提供)

### (4) サービス向上と利用促進のための取組

- ・ロビーにコピー機設置・インターネット無料利用(1日最大60分)
- ・レストラン・自動販売機の継続設置(レストランから各研修室に出前)
- ・アンケート・窓口等で利用者ニーズを把握し、サービス向上
- ・自主企画講座・ランチタイムイベントの実施等による利用促進
- ・情報誌・折り込みチラシ・SNS・新聞等による広報

### (5) 管理に係る経費縮減に関する取組

- ・県の会計規則を準用して原則として入札により委託先等を決定し、コストの削減と適正な業者選定を行う。

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立むきばんだ史跡公園）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称          鳥取県立むきばんだ史跡公園</p> <p>（2）指定管理者          鳥取市扇町21番地          公益財団法人鳥取県教育文化財団          理事長 福本 慎一</p> <p>（3）指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由          むきばんだ史跡公園の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県教育文化財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

## 鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理候補者の選定について

鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理者について、鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として決定した。

- 1 指定管理候補者  
公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市扇町21番地  
理事長 福本 慎一
- 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 3 指定管理料の額  
272,858,000円 (債務負担行為額 272,858,000円)  
〔参考〕平成31年度 54,174,000円  
平成32年度以降 54,671,000円

#### 4 選定理由

むきばんだ史跡公園の指定管理者の指定に当たって応募があったのは3団体であった。審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理者として最適であるとして選定された。

##### 〔選定理由〕

指定管理施設に関する運営実績やノウハウがあり、利用者の安全確保や災害時のマニュアル作成等、管理上の対応方針が示されている。外部委託は原則県内業者を選定し、競争入札によるなど再委託の考え方も妥当である。利用者ニーズの把握や対応結果のホームページによる公開などサービス向上のための取組についても具体的な提案がされている。史跡公園の特性を理解し、継続性を尊重した運営への協力姿勢が期待できる。

評点の合計点が3団体中最高得点であり、他の指定管理施設での運営実績やノウハウを活かし、県との緊密な連携による適切な施設運営が期待できることにより選定した。

#### 5 公募の経緯

- (1) 募集期間（募集要項配付から募集締め切りの日まで）  
平成30年6月18日(月)から8月1日(水)まで（現地説明会7月9日(月)）

#### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本慎一
一般財団法人米子市文化財団	米子市末広町293番地	理事長 杉原弘一郎
株式会社チュウブ	東伯郡琴浦町逢束1061番地6	代表取締役社長 小柴雅央

#### 6 審査の経緯

##### (1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨 (委員長)	公立鳥取環境大学准教授
高田 充征 (副委員長)	税理士
田中 秀明	とっとり文化遺産魅力発掘プロジェクト実行委員会委員長
井上 玲美	上淀白鳳の丘展示館学芸員
森田 靖彦	鳥取県教育委員会事務局次長



(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成30年6月11日(月)

指定管理制度及びむきばんだ史跡公園の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成30年8月16日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第1号及び第2号)	・管理運営の基本的な考え方 〔施設の設置目的を理解しているか 指定管理者を希望する理由は適切か 管理運営の方針は適切か〕 ※基本的な考え方が不適であると認められる場合は失格	必須
		・施設管理 〔施設設備の維持管理、衛生管理の水準〕 〔外部委託の考え方〕 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・個人情報保護等への対応 ・利用者等の要望の把握及び対応方針 ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	2.5
2	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収入の見積もり、考え方 ・支出計画の見直し ・県の指定管理料の多寡	2.0
3	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設従業員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等〕	3.0
4	教育委員会が行う事業に積極的に協力するものであること (指定手続条例第5条第4号)	・所内との連携についての方法 ・受入事業・主催事業の実施についての協力	2.5
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	・ネーミングライツに係る提案	4

(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

区分	配点	(公財)鳥取県教育文化財団 (A)	(一財)米子市文化財団 (B)	(株)チュウブ (C)
選定基準1	適/不適	適	適	適
	2.5	20.2	19.2	19.2
選定基準2	2.0	11.4	13.2	11.2
選定基準3	3.0	21.0	21.6	22.4
選定基準4	2.5	21.0	18.2	18.0
選定基準5	4	0.0	0.0	1.0
合計	104	73.6	72.2	71.8

※点数は審査委員会出席委員5名の平均

#### 審査項目について

○選定基準1【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

各応募者とも施設の目的を踏まえた施設管理の方針を示されている中、外部委託の競争入札による経費削減や、他の指定管理施設での運営実績・ノウハウもあり、Aの評価が高かった。

○選定基準2【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

指定管理料の積算額については、Bが最も低額であり、Bの評価が高かった。

○選定基準3【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

各応募者とも人員配置や現在の施設従業者の継続雇用の方針に大きな差は無かったが、法人の財政基盤等でCの評価が高かった。

○選定基準4【教育委員会が行う事業に積極的に協力するものであること】

各応募者とも県との連携について積極的な協力を提案しているが、史跡公園の特性を理解し、継続性を尊重した運営への協力姿勢が期待できるAの評価が高かった。

○選定基準5【その他（ネーミングライツの提案）】

ネーミングライツの提案があったのは、Cのみであった。

### 7 指定管理候補者の事業計画の概要

#### (1) 施設の維持管理・事故等の防止等

##### ①施設の維持管理等

・職員による日常的な巡視・点検で、快適な環境の維持と異常の早期発見に努め、修繕を要する箇所については早期に修繕を行い、施設の損傷や劣化の拡大、進行を防止

##### ②事故等の防止と緊急時の対応

・災害時の避難施設等の自主チェックを定期的を実施  
・火災、地震等に伴う避難訓練を定期的に行い。職員の防災意識を高める  
・J-ALERTを適切に管理運用し、施設利用者の安全を確保  
・緊急連絡網の作成及び緊急時の対応マニュアルに基づく迅速な対応

#### (2) 利用者の要望把握・サービス向上・利用促進に対する取組

##### ①利用者の要望把握等

・窓口での聞き取りやメール、アンケートを活用して利用者の声を把握  
・利用者からの意見・要望の内容や処理方針・対応結果をホームページで公開

##### ②サービス向上に対する取組

・利用者が快適な環境下で見学を楽しめるよう、常に巡視・点検による施設の安全を維持  
・職員の応接力の向上  
・見学現場の事前点検や草刈りなどを実施

##### ③利用促進に向けた取組

・施設の知名度の向上を図るため、ホームページによる事業実績や事業計画を紹介  
・関係機関と連携した広報誌による情報発信

#### (3) 管理運営組織

##### ①指定管理者の組織体制

・指定管理総括者・事務職員・史跡管理員・維持管理作業員・受付員の配置（現状と同程度の体制整備）

##### ②現在勤務している職員の継続雇用

・希望する職員は、原則継続雇用

(4) 管理に係る経費縮減に関する取組

- ・外部委託等については、原則県内業者を対象に競争入札
- ・物品購入においても、入札の導入や価格比較等により、有利な購入に努める

(5) 県の行う受入事業・主催事業についての連携・協力

- ・受付段階から収集した情報は県に速やかに報告
- ・事業計画の策定段階から打ち合わせに参加し、事業の全貌を把握して事業実施の補助や協力を積極的に実施
- ・利用者や関係先との連絡、事業内容に応じた職員の勤務体制

長期継続契約の締結状況について

報告第6号

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	教育環境課	物品	デスクトップパソコン ノートパソコン プロジェクター プリンター スキャナー (再リース)	328台 223台 7台 31台 13台	鳥取市湯所町二丁目258番地 西日本電信電話株式会社 鳥取支店	6,893,112	平成30年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県立鳥取東 高等学校 他11所属
2	教育環境課	物品	デスクトップパソコン ノートパソコン タブレットパソコン プロジェクター プリンター スキャナー (再リース)	246台 95台 3台 2台 16台 7台	鳥取市中区紙屋町一丁目2番22号 富士通リース株式会社 中国支店	6,144,564	平成30年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県立鳥取東 高等学校 他8所属
3	教育環境課	物品	デスクトップパソコン ノートパソコン プロジェクター プリンター スキャナー (再リース)	190台 23台 3台 7台 5台	米子市両三柳2804番地16 株式会社ケイズ	4,782,240	平成30年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県立倉吉東 高等学校 他4所属
4	教育環境課	物品	デスクトップパソコン ノートパソコン (再リース)	76台 58台	鳥取市湯所町二丁目258番地 西日本電信電話株式会社 鳥取支店	2,122,848	平成30年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県立倉吉東 高等学校 他3所属
5	教育環境課	物品	デスクトップパソコン ノートパソコン タブレットパソコン プロジェクター プリンター スキャナー (再リース)	263台 74台 31台 1台 7台 6台	鳥取市湯所町二丁目258番地 西日本電信電話株式会社 鳥取支店	4,621,056	平成30年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県立米子東 高等学校 他9所属
6	教育環境課	物品	デスクトップパソコン ノートパソコン プリンター スキャナー (再リース)	200台 5台 4台 2台	鳥取市湯所町二丁目258番地 西日本電信電話株式会社 鳥取支店	2,640,600	平成30年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県立米子東 高等学校 他3所属
7	教育環境課	物品	ノートパソコン (再リース)	20台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エィ	388,800	平成30年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県立米子養 護学校

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
8	教育環境課	物品	デスクトップパソコン ノートパソコン プリンター (再リース)	55台 8台 4台	米子市両三柳2864番地16 株式会社ケイズ	1,293,408	平成30年9月1日 ～平成31年8月31日	鳥取県立琴の浦 高等特別支援学 校
9	鳥取商業高等 学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1台 1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	589,680	平成30年7月1日 ～平成35年6月30日	鳥取県立鳥取商 業高等学校
10	米子高等学校	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市両三柳2864番地16 株式会社ケイズ	272,160	平成30年9月1日 ～平成35年8月31日	鳥取県立米子高 等学校
11	皆生養護学校	物品 保守	複合機	1台	境港市浜ノ町132番地 株式会社やまさき	使用1枚当たり 黒 カラー 0.65円 5.18円	平成30年7月1日 ～平成33年6月30日	鳥取県立皆生養 護学校皆浜分校

